

判例集

民録	大審院民事判決録
刑録	大審院刑事判決録
判決全集	大審院判決全集
民集	最高裁判所民事判例集
刑集	最高裁判所刑事判例集
裁判集民事	最高裁判所判例集民事
下民集	下級裁判所民事裁判例集
高民集	高等裁判所民事判例集
新聞	法律新聞
判時	判例時報
判夕	判例タイムズ
交民	交通事故民事裁判例集

第1章 事務管理

第1節 意義・性質

1 意義

事務管理とは、義務がないのに、他人のために事務を処理する行為である(697条)。この場合に、その「他人」を「本人」ということがあり、また、事務の管理を始めた者を「管理者」という。

他人の事務を処理する義務は、通常は、委任契約(643条以下)によって生じ、この場合に受任者は、委任の本旨に従って委託された事務を処理する義務を負う(644条)。そして、各人は、その事務を自己の意思に従って処理する自由を有し、公序良俗に反しない限りは、その意思が尊重されなければならない(私的自治の原則・所有権絶対の原則)。それゆえ、委託もないのに、他人の事務に勝手に介入することは、違法な行為となる。しかし、場合によっては、共同生活における相互扶助の理念から、他人の合理的な利益を図る行為を尊重する必要がある。例えば、隣人の長期不在中に、暴風雨によってその所有する家屋が損傷した場合にその修繕をしたり、道路で倒れている人を近くの病院に連れて行き、入院加療をさせたり、また、負債に苦しんでいる友人のために、代わって債務の弁済をするなど、さまざまな場合が存在する。そこで、民法は、これらの行為を一定の要件の下で正当化し、一方では、管理者が本人のために有益な費用を支出したときはその償還を認める(702条)とともに、他方では、管理者にその管理を継続し(700条)、かつ、善良な管理者の注意をもってその

管理を行うべき義務を課している(697条1項)。

ところで、事務管理に相当する行為が、法律上義務づけられている場合がある。例えば、警察官、消防署員、自衛官の行う救助行為は、その職務であるとともに、国・公共団体の責務である。また、水難救護法は、遭難した船舶を発見した者が「遅滞ナク最近地ノ市町村長又ハ警察官吏」に報告する義務を課し(2条)、船員法も、「船長は、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、人命の救助に必要な手段を尽さなければならない」(14条本文)とする。

しかし、民法上は、事務管理をすべき義務はなく、ただ、他人の事務を処理し始めた場合には、委託を受けたときと同じように、責任をもってその事務を処理しなければならないとされる。そして、事務管理においては、上記のように、有益な費用は管理者に償還されるものの、あくまで相互扶助の理念に基づいて認められるものであるから、特別法が定める場合(遺失物法28条、水難救護法24条2項、商800条など)を除いては、管理者の報酬請求権は認められない。

2 法的性質

事務管理が成立するためには、管理者が本人のためにする意思を有することが必要である。しかし、この要件は、相互扶助の理念から要求されるものであって、この意思に従った法律効果が付与されるものではない。すなわち、事務管理は、意思表示または法律行為ではなく、その効果は法律が付与するものであるから、準法律行為である。

このように、事務管理は意思表示ではないから、意思表示に関する規定(心裡留保・虚偽表示・詐欺・強迫)は、適用ないし類推適用されない。また、他人の事務を自己の事務と誤信して管理を始めても、錯誤の規定(95条)は類推されない(後述)。さらに、制限行為能力者であっても、事務管理をすることができる。ただし、他人のために事務を行うだけの意思能力は必要である。

第2節 要件

1 成立要件一般

事務管理の成立要件としては、①他人の事務の管理を始めること、②他人のためにする意思があること、③義務がないこと、④本人の意思に反しまたは本人に不利であることが明らかでないこと、の四つが挙げられる。このうち、①から③は、697条1項から直接に導かれ、④は、700条ただし書から間接的に導かれる。ただし、要件事実としては、事務管理の成立を主張する者が①と②を主張立証し、その成立を否定する者が、③または④に関して、義務の存在や本人の意思に反しまたは不利であることを主張立証することとなる。そして、事務管理が実際に争われるのは、(a)本人が管理行為を不法行為であるとして損害賠償請求をしたのに対し、管理者が事務管理であるとの抗弁を主張する場合と、(b)管理者が本人に対して費用償還請求をする場合である。

2 他人の事務の管理を始めること

「事務」とは、生活に必要な一切の仕事であり、事実行為であると、法律行為であることを問わない。また、「管理」とは、その仕事を処理することであり、保存行為だけでなく、処分行為も含まれる。そして、これらの事務は、自己の事務ではなく、他人の事務でなければならない。

他人の事務か否かは、学説上、事務の性質に応じて、(ア)客観的他人の事務、(イ)客観的自己の事務、および、(ウ)中性の事務の三つに分けて考察されている(我妻・V₄903頁)。

(ア) 客観的他人の事務とは、他人の家屋の修繕や他人の債務の弁済のように、その事務の性質上、他人の事務と定まっているものである。このような事務の管理は、他人のためにする意思があると推定され、事務管理が成立する。また、管理者が自己の事務と誤信したとしても、他人の事務であることが否定される

ものではない。ただし、その場合には、他人のためにする意思を欠き、事務管理の成立が否定される。

(イ) 客観的自己の事務とは、自分の家屋の修繕や自分の債務の弁済のように、その事務の性質上、自己の事務と定まっているものである。この場合には、他人の事務と誤信して管理しても、事務管理は成立しない。

(ウ) 中性の事務（主観的他人の事務）とは、例えば、家屋を修繕するための材料を購入する場合など、事務そのものとしては、他人の事務とも自己の事務とも定まらないものである。この場合には、管理者の意思に従い、他人のために購入する意思であれば他人の事務となり、自己のために購入したのであれば、自己の事務になると解されている。そして、他人のためにする意思の立証責任は、管理者が負い、管理者が他人のためにすることが合理的なものと認められ、かつ、その他人のためにしたことが明瞭なときは、事務管理の成立が認められる。

3 他人のためにする意思（管理意思）

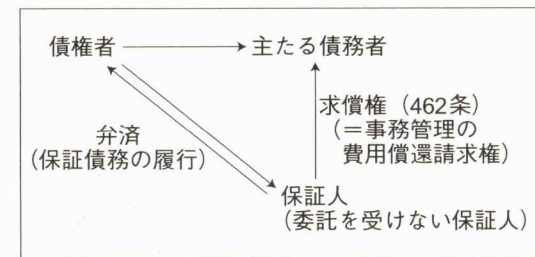
「他人のために」事務を管理するとは、他人に事実上の利益を与える意思で管理することである。この意思は、自己の利益を図る意思と両立し、例えば、倒壊しようとする隣人の家屋を修繕することが、同時に、その倒壊によって自己の家屋が被るであろう損傷を防止する目的であっても、事務管理が成立する（我妻・V₄902頁）。また、自分以外の者の利益を図る意思で足り、特定の者の利益を図ることを認識する必要はない。それゆえ、倒壊するおそれのある隣家の所有者について錯誤があっても、真の所有者のために事務管理が成立する。

このように、事務管理の要件においては、他人のためにする意思が重要であり、その有無は、個々の管理行為について個別に判断されなければならない。事務管理は、相互扶助の理念に基づく制度であるため、他人のためにする意思がなければ、事務管理の成立を認める必要がないからである。

4 義務がないこと

管理者が本人に対して、当該の事務を管理する義務を負わないことが要件となる。なぜなら、管理者が、法律の規定または契約によって義務を負う場合には、その法律または契約によって処理すべきであり、事務管理を認める必要がないからである。ただし、本人に対して義務を負う場合であっても、当該管理行為がその範囲を超えているときは、その超えた範囲で事務管理が成立する。例えば、売買代金の支払と目的物の引渡しを受けるだけの代理権を有する者が、売買の状況から買主の名で代金の増額を承諾した場合に、その承諾が事務管理であるとされ、買主が売主に対し増加額の返還を請求できないとした判決がある（大判大正6・3・31民録23輯619頁）。もっとも、代理権の範囲を超えて事務管理がなされたとしても、その効果は、本人の追認がない限り、本人には帰属しないはずであり（後述）、代金増額の効果が当然に本人に及ぶとした判決は妥当でない。

また、第三者に対して義務を負う者が、その義務を履行することにより、同時に他人の事務を処理することになる場合には、その他人に対する事務管理が成立する。例えば、主たる債務者の委託を受けずに保証人となった者が、主たる債務者に代わって弁済をする場合には、保証人は自己の保証債務を履行するのであるが、主たる債務者との間には事務管理が成立する。それゆえ、この場合における保証人の主たる債務者に対する求償権（462条）の性質は、事務管理の費用償還請求権（702条）である（我妻・V₄908頁）。



また、判例は、連帯債務者の中で、内部関係において負担部分のない者が弁

済した場合には、その弁済は、他の連帯債務者に対する事務管理となつたとして（大判大正5・3・17民録22輯476頁）。ただし、学説は、この場合はむしろ、連帯債務者の相互間に全額弁済の委託があると解すべきであり、委託を受けない保証人の弁済とは性質が異なるとする（我妻・V4909頁）。

5 本人の意思に反しまたは本人に不利であることが明らかでないこと

民法は、事務管理の継続が本人の意思に反し、または本人に不利であることが明らかであるときは、管理を継続すべきでないとする（700条ただし書）。そこで、学説は、この規定を拡大解釈して、事務の管理が、当初から、本人の意思に反しまたは本人に不利であることが明らかである場合には、たとえ管理者が本人の利益を図る意思があつたとしても、事務管理は成立しないとする。

もっとも、事務管理が本人の意思または利益に反したとしても、本人がこれを追認した場合（事務管理の追認）には、本人の意思と利益に適するものとして、事務管理の成立が認められる。

第3節 効果

事務管理の成立が認められると、(1)管理者と本人との間にどのような効果が生じるか（対内的効果）と、(2)管理者の行った法律行為の効果が本人に帰属するか（対外的効果）、という二点が問題となる。

1 管理者と本人の関係——対内的効果

(1) 行為の違法性の阻却

前述のように、私的自治と所有権絶対の原則とを掲げる近代法においては、委託もないのに、他人の事務に介入することは、違法な行為となる。しかし、事務管理が成立すると、管理行為の違法性が阻却される。ただし、事務管理が成立しても、管理の方法を誤って本人に損害を与えた場合には、管理者の債務

不履行となり、管理者はその責任を負わなければならない。

(2) 管理者の義務

事務管理が成立すると、管理者は、本人に対して、事務を管理すべき義務を負い（法定債権債務関係の発生）、この義務に違反した場合には、上記のように、債務不履行責任を負う。

管理者の義務は、以下のとおりであり、その内容は、委任における受任者の債務とほぼ同一である。

(ア) 通知義務 管理者は、事務管理を始めたことを遅滞なく本人に通知しなければならない。ただし、本人がすでにこれを知っているときは、通知しなくてもよい（699条）。また、事務管理が継続的な行為でないときは、管理者は、直ちに管理終了の通知をすべきである（701条による645条の準用）。

(イ) 管理継続義務 管理者は、本人または相続人もしくは法定代理人が管理することができるに至るまで、事務管理を継続しなければならない（700条本文）。例えば、義務がないのに病人を引き取って同居させた者は、病人が保護を受ける必要がなくなるか、または関係者が病人の世話をすることができるようになるまでは、継続して保護すべき義務を負う（大判大正15・9・28刑集5巻387頁）。ただし、前述のように、管理の継続が本人の意思に反し、または本人に不利であることが明らかであるときは、管理を継続すべきでない（700条ただし書）。

(ウ) 管理の方法と善管注意義務 管理者は、本人の意思を知っているとき、またはこれを推知することができるときは、その意思に従って事務を管理すべきである（697条2項）。しかし、本人の意思を知らず、推知することもできないときは、「その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって」、事務を管理すべきである（697条1項）。

管理者は、原則として、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。ただし、管理者が、「本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたとき」（緊急事務管理）は、その注意義務が軽減され、「悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない」（698条）。

(エ) 受任者と同様の義務 管理者は、一定の事項につき、委任における受任者と同様の義務を負う(701条による645条から647条の準用)。すなわち、管理者は、本人に対して、①「事務の処理の状況を報告」し、②事務管理が終了した後も、遅滞なくその経過と結果を報告しなければならない(645条)。また、③事務処理に当たって受け取った金銭その他の物や果実を本人に引き渡し、かつ、管理者が自己の名で取得した権利を本人に移転する義務を負う(646条)。さらに、④管理者が本人に引き渡すべき金銭を自己のために消費した場合には、消費した日以後の利息を支払うとともに、損害があるときは、その賠償責任も負わなければならない(647条)。

(3) 本人の義務

(ア) 費用償還義務 管理者が本人のために「有益な費用」を支出したときは、本人に対して、その償還を請求することができる(702条1項)。この「有益な費用」には、いわゆる有益費のみならず、目的物の保存に必要な費用(必要費)も含まれる(大判昭和10・7・12判決全集20号24頁—他人の馬を飼育した場合における飼料の代価)。また、有益費は完全に償還できるというのが民法の趣旨であるから、管理者は、本人に対し、利息を請求できると解されている。

(イ) 債務弁済義務 管理者が本人のために有益な債務を負担した場合には、本人に対し、自己に代わって弁済することを請求でき、その債務が弁済期がないときは、相当の担保を供させることができる(702条2項による650条2項の準用)。

ところで、管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、費用の償還請求も、負担した債務の弁済請求も、本人が現に利益を受けている限度に限られる(702条3項)。もっとも、本人の意思に反した場合には事務管理が成立しないため、この規定がどのような場合を想定しているのかが問題となる。

この問題について、通説は、本人の「意思に反することが明瞭だとまではいえないが、なおその意思に反する場合」に、702条3項の適用があるとする(我妻・V₄920頁)。しかし、学説には、この場合には事務管理が成立せず、不当利得の問題となるが、その特則として702条3項が存在するとの見解もある

(近江・VI 17頁)。

この見解のように、仮に事務管理が成立しないとしても、不当利得返還請求の範囲は、本人の「利益の存する限度」に限られるため(703条)、702条3項の帰結と同じになり、有益費の償還に関しては、議論の実益はないといえよう。

(ウ) その他 以上のほかに、管理者の本人に対する報酬請求権や損害賠償請求権(650条3項参照)が認められるか否かについて議論がある。しかし、いずれも明文の規定がなく、結論的には否定に解さざるをえない。とりわけ、650条3項は、委任者の無過失責任を定めるものであり、702条がその準用をしていない以上、これを認めることは難しい。そこで、事務の管理に際して当然に予想される損害は、702条1項の「費用」に含ませるべきであるとの見解(我妻・V₄922頁)も有力である。

2 管理行為の本人への効果帰属——対外的効果

管理者が第三者との間で法律行為を行ったとしても、その効果は、当然には本人に帰属しない。ここでは、法律行為が、(ア)管理者の名でなされた場合と、(イ)本人の名でなされた場合(無権代理行為)とを区別して検討する。

(ア) 管理者の名でなされた法律行為 例えば、隣人の家の修繕をするためにその材料を管理者の名で購入した場合には、その売買契約の効果は管理者に帰属する。すなわち、材料の所有権と代金支払義務は管理者に帰属し、管理者は、その所有権を本人に移転する義務を負う(701条・646条2項)とともに、代金債務については、本人に対し、自己に代わって弁済するよう請求することができる(702条2項・650条2項)にとどまる。

(イ) 本人の名でなされた法律行為 管理者が無権代理人として本人の名で法律行為をしたときは、たとえその行為が、本人の意思に反せずに利益となり、事務管理に当たるとしても、当然には本人に効果を生じない。事務管理は、管理者に代理権を付与するものではないからである。それゆえ、法律行為の効果は本人に帰属するためには、本人の追認(113条)が必要である(大判大正7・7・10民録24輯1432頁)。そして、最高裁もこの理論を踏襲し、次のように判示した。すなわち、「事務管理は、事務管理者と本人との間の法律関係を謂う

のであって、管理者が第三者となした法律行為の効果が本人に及ぶ関係は事務管理関係の問題ではない。従って、事務管理者が本人の名で第三者との間に法律行為をしても、その行為の効果は、当然には本人に及ぶ筋合のものではなく、そのような効果の発生するためには、代理その他別個の法律関係が伴うことを必要とするものである」(最判昭和36・11・30民集15巻10号2629頁)。

第4節 準事務管理

1 問題の所在

他人の事務を、それをする権限のないことを知りながら、自己の利益を図るために自己の事務として管理した場合には、事務管理の要件を満たさないため、事務管理は成立しない。例えば、Aが、Bの権利を無断で使用し、多額の利益を取得した場合には、Aの不法行為が成立し、Aは、Bに対して損害賠償義務を負う(709条)。また、Aは、それによって得た利益も、不当利得に基づき返還しなければならない(704条)。しかし、不法行為による損害賠償も、不当利得の返還も、Bの被った損害を基準とするため、Aの得た利得がすべてBの損害であるとは限らず、その証明も難しい。このような場合に、ドイツ民法は、事務管理の規定を準用し、Aの利得をすべてBに返還させる旨の規定を置いている。そこで、このような規定の存在しない日本民法においても、同様の理論(準事務管理の理論)を認めるべきであるとの見解があり、その適否が問題となる。

2 学説の対立

学説は、肯定説と否定説とに分かれる。

まず、(a)準事務管理を肯定する見解(鳩山・我妻旧説)は、他人の事務を自己の利益を図るために管理した場合にも、管理者が取得した全部の利益を本人

に引き渡さなければならない(701条・646条)とする。

これに対して、(b)準事務管理を否定する見解(我妻・V4 927-928頁)は、他人の事務を自己の利益を図るために管理する行為が不法行為に該当し、これに「事務管理という本来利他的な行為として管理者を保護することを目的とする制度を準用するというのは、民法の体系として筋が違う」とする。そして、この場合には、不法行為と不当利得とで対応し、また、「僭称管理者が特殊の才能や機会に恵まれて、一般に合理的と予想される以上の利得をえたとすれば、それをむしろ返還させない方が公平に適する」とする。

しかし、「法律的正義の観念からは、そのような利益は吐き出させるべきだとするのが一般的な感覚」である(近江・VI 23頁)との評価もあり、近時は、(a)準事務管理を肯定する見解が多いと思われる。

ところで、準事務管理が最も問題となる知的財産権の領域では、特別な規定が設けられている。例えば、特許法は、特許権等を侵害した者が「その侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額」は、特許権者等が受けた損害の額と推定する旨を定めている(特許102条2項)。このほか、著作権法(114条2項)、実用新案法(29条2項)、意匠法(39条2項)、商標法(38条2項)などにも、同様の規定が存在する。それゆえ、問題は、このような特別の規定がない場合にもなお、一般法である民法の理論として、不正な利得者の利益の吐き出しを認めるべきか否かに存する。そして、たしかに、相互扶助の理念に基づく事務管理を、自己の利益を図るための管理行為に準用するのは、無理がある。しかし、不正な利得者の利益を吐き出させる必要があるとすれば、そのために適切な規定がなくても、既存の法律構成を借用することは許されよう(例えば、旧法下においては、代理人の権限濫用に関して、旧93条ただし書の類推適用が、法律構成の借用として認められていた。なお、新107条参照)。したがって、「準事務管理」という用語は適切ではないが、他人の権利を不正に利用して得た利益は、701条と646条の類推適用により、本人に引き渡さなければならないと解される。